

「外国証券情報」における発行者の株主変更に係る新旧対照表

2018年1月31日

(下線部変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">外国証券情報 <u>(2018.2)</u></p> <p>第一部 発行者情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発行者の名称及び概要 2) 発行者の本店所在地 3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 4) 決算期 5) 事業の内容 6) 経理の概要 7) 監査法人 8) 運営の体制 9) <u>株式会社カイカからの支援</u> 10) <u>主な関係法人の概要</u> 11) 発行者の関係会社 <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">外国証券情報 (2018.2)</p> <p>第一部 発 行 者 情 報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発行者の名称及び概要 <p>(現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">外国証券情報 <u>(2018.1)</u></p> <p>第一部 発行者情報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発行者の名称及び概要 2) 発行者の本店所在地 3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 4) 決算期 5) 事業の内容 6) 経理の概要 7) 監査法人 8) 運営の体制 9) <u>タイガー・トラストからの支援</u> 10) <u>タイガー・トラストと関係法人の概要</u> 11) 発行者の関係会社 <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">外国証券情報 (2018.1)</p> <p>第一部 発 行 者 情 報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発行者の名称及び概要 <p>(省略)</p>

新	旧
<p>2) 発行者の本店所在地 (現行どおり)</p> <p>3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 (現行どおり)</p> <p>4) 決算期 (現行どおり)</p> <p>5) 事業の内容 (現行どおり)</p> <p>6) 経理の概要 (現行どおり)</p> <p>7) 監査法人 (現行どおり)</p> <p>8) 運営の体制 <u>株式会社カイカが 100%の議決権を保有している。</u></p>	<p>2) 発行者の本店所在地 (省略)</p> <p>3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年 (省略)</p> <p>4) 決算期 (省略)</p> <p>5) 事業の内容 (省略)</p> <p>6) 経理の概要 (省略)</p> <p>7) 監査法人 (省略)</p> <p>8) 運営の体制 <u>タイガー・ホールディングス・リミテッドが 100%議決権を保有しており、タイ ガー・ホールディングス・リミテッドに対してはタイガー・トラストが 100%議 決権を保有している。</u></p>

新	旧
<p>9)株式会社カイカからの支援</p> <p>最終投資家によって保有されているポジションにかかる日次のリスク・エクスポージャーに対して、ポジション評価額の3～5倍程度のリスクをカバーするために<u>必要な資金をeワラント・ファンドに対して供給し、eワラント・ファンドの信用力の補完が必要な状況と判断する場合は、eワラント・ファンドの資本金を増額等の更なる措置を講じる</u>予定である。</p> <p>10)主な関係法人の概要</p> <p><u>株式会社カイカ:</u></p> <p><u>株式会社カイカはシステム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポートを事業として行っており、グループ会社にはソフトウェア受託開発サービス等を行っている株式会社東京テック、ソフトウェア及びシステムの設計、開発、販売及び保守、管理等を行っている株式会社ネクス・ソリューションズ、通信機器の開発、販売を行っている株式会社ネクス等がある。株式会社カイカの主要株主である株式会社ネクスグループの主要株主には情報サービス事業を行っている株式会社フィスコがあり、株式会社フィスコのグループ会社には株式会社フィスコデジタルアセットグループ及び株式会社フィスコ仮想通貨取引所等がある。</u></p> <p>eワラント証券株式会社:</p> <p>eワラント証券株式会社は、国内における第一種金融商品取引業者及び投資運用業者（登録番号：関東財務局長（金商）第2526号 加入協会：日本証券業協会）</p>	<p>9)タイガー・トラストからの支援</p> <p>最終投資家によって保有されているポジションにかかる日次のリスク・エクスポージャーに対して、ポジション評価額の3～5倍程度のリスクをカバーするために<u>十分な資金をeワラント・ファンドに対して供給する。また、タイガー・トラストはeワラント・ファンドが更なる信用力の補完が必要な状況と判断すれば、eワラント・ファンドの資本金を増額させる</u>予定である。</p> <p>10)タイガー・トラストと主な関係法人の概要</p> <p><u>タイガー・トラストは2004年に設立されたケイマン諸島の信託である。タイガー・トラストは2016年12月31日時点において、150百万米ドル以上の純資産を保有し、投資を行っている。タイガー・トラストは、直接的又は間接的に、eワラント証券株式会社、エボリューション・キャピタル・マネジメント（自己勘定取引及び投資ファンド運営）やトラ・トレーディング・サービスズ（金融システム開発及び取引執行システム運営）を含む様々な会社に主要株主として出資している。タイガー・トラストはeワラント業務の関連会社に対して、主要株主としてそれらの経理状況が当該業務を行うために十分であるように最大限の支援を続けていく見込みである。</u></p> <p>eワラント証券株式会社:</p> <p>eワラント証券株式会社は、タイガー・トラストによって設立された法人で、国内における第一種金融商品取引業者及び投資運用業者（登録番号：関東財務局長</p>

新	旧
<p>であり、<u>カバードワラントの取次ぎ業務及びeワラント・インターナショナル・リミテッド等に対する投資運用業を行う。株式会社カイカが100%議決権を保有している。</u></p> <p>eワラント・インターナショナル・リミテッド： カバード・ワラントのマーケット・メイク業務を行う同社は、この外国証券情報の交付による勧誘の対象となるカバードワラントの計算代理人を務める。<u>株式会社カイカが100%議決権を保有している。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(金商)第2526号 加入協会：日本証券業協会)である。<u>eワラント・インターナショナル・リミテッド等に対する投資運用業を行う。</u></p> <p>eワラント・インターナショナル・リミテッド： カバード・ワラントのマーケット・メイク業務を行う同社は、この外国証券情報の交付による勧誘の対象となるカバードワラントの計算代理人を務める。<u>タイガー・ホールディングス・リミテッドが100%議決権を保有している。</u></p> <p><u>エボリューション・キャピタル・マネジメント (EVO)：</u> <u>EVOは2002年に設立され、自己勘定によるトレーディング、ボラティリティ・トレーディング、非上場証券への出資の分野におけるアセット・マネジメント業務及び自己資金による投資業務を行っている。EVOの本社はロサンゼルスにあり、関連会社が東京と香港にある。</u></p> <p><u>トラ・トレーディング・サービス (TORA)：</u> <u>TORAはアジアにおいて機関投資家に対して広範に及ぶトレーディング・プラットフォームを提供している。Tora CompassはTORAの基幹商品であり、アジアにおける複数の市場、複数のブローカー、複数の商品を包括する電子トレーディング・プラットフォームである。</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>発行者の関係会社の表 (別添の通り)</p> <p>第二部 証券情報 1) ~ 14) (省略)</p> <p>第三部 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の有無</p> <p><u>2018年2月1日付けで発行会社の親会社が株式会社カイカ(所在地:東京都目黒区)に異動している。</u></p>	<p><u>EVOLUTION JAPAN 証券株式会社:</u> <u>タイガー・ホールディングス・リミテッドが100%議決権を保有しており、国内における第一種及び第二種金融商品取引業者(登録番号:関東財務局長(金商)第20号 加入協会:日本証券業協会)である。リテール向け証券営業及び投資銀行業務を行う。</u></p> <p><u>EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社:</u> <u>タイガー・ホールディングス・リミテッドが100%議決権を保有しており、国内における投資運用業者(登録番号:関東財務局長(金商)第1922号 加入協会:日本投資顧問業協会)である。顧客に対して投資運用業を行う。</u></p> <p>発行者の関係会社の表 (省略)</p> <p>第二部 証券情報 1) ~ 14) (省略)</p> <p>第三部 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の有無</p> <p><u>特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項各号に掲げる場合に該当する事実はない。</u></p>

新	旧
<p>第四部 その他の証券情報</p> <p>第1 カバードワラントの内容等</p> <p>1. 各銘柄の内容 (現行どおり)</p> <p>2. 各銘柄の詳細 (現行どおり)</p> <p>3. 各銘柄共通の事項</p> <p>1) 保証： (現行どおり)</p> <p>2) 発行人による保有並びに追加発行： (現行どおり)</p> <p>3) 計算代理人： (現行どおり)</p> <p>(以下、現行どおり)</p>	<p>第四部 その他の証券情報</p> <p>第1 カバードワラントの内容等</p> <p>1. 各銘柄の内容 (省略)</p> <p>2. 各銘柄の詳細 (省略)</p> <p>3. 各銘柄共通の事項</p> <p>1) 保証： 本ワラントに係る保証会社はない。</p> <p>2) 発行人による保有並びに追加発行： (省略)</p> <p>3) 計算代理人： 発行会社は随時、計算代理人を任命、変更又は解除することができる。本プログラムに基づく計算代理人の全ての計算及び決定は(明白な誤謬がある場合を除き)最終的なものとして発行会社及びワラント所持人を拘束する。本プログラムに基づいて計算代理人に要求される全ての計算業務は、計算代理人がその絶対的裁量をもって決定する第三者に委任することができる。なお、計算代理人はeワラント・インターナショナル・リミテッドである。</p> <p>(以下、省略)</p>

以上

11) 発行者の関係会社 (2018年2月1日時点)

